

公益社団法人日本馬術連盟アスリート委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本馬術連盟(以下「当連盟」という。)アスリート委員会(以下「委員会」という。)について定める。

(委員会の目的)

第2条 馬術競技の普及発展と次世代アスリートの健全な育成を当連盟とアスリートが一体となって推進するために委員会を設置する。委員会は理事会の諮問に応じるとともに、委員の発案により以下の各事項について登録されたアスリートの意見を取りまとめ、当連盟の意思決定に関与し、馬術に関する環境整備の推進を図る。

- (1)選手のモラル向上、インテグリティ教育に関すること
- (2)アンチドーピングの教育や啓発に関すること
- (3)オリンピックムーブメントの推進活動に関すること
- (4)選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
- (5)馬術の社会的役割や価値の向上に寄与すること
- (6)連盟主催事業に協力し馬術の普及発展に寄与すること
- (7)JOC アスリート委員会との協力・連携に関すること
- (8)SNS の活用等を通じたアスリートとのコミュニケーションの活性化に関すること

(構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員5名(委員長を含む。なお男女両性が含まれていることが望ましい)。

- 2 委員長は、委員の互選によって選出する。
- 3 委員長、委員は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(委員の資格)

第4条 委員の資格は次のとおりとする。

当連盟の会員であり、選挙当該年度の前年度から過去8年度以内のアジア大会・世界選手権大会・オリンピック大会の障害・馬場・総合競技に選手として出場経験のある者、および前記各種目の全日本選手権優勝者。

ただし、ドーピング違反(人又は馬)による(暫定的)資格停止期間中の者は除く。

(委員の選出)

第5条 委員は資格のある立候補者(自薦)と被推薦者(他薦)の中から、選挙権を有する者の投票により選任される。なお、選挙権を有する者は、当連盟の会員であり、選挙当該年度の前年から過去

20年以内のアジア大会・世界選手権大会・オリンピック大会の障害・馬場・総合競技に選手として出場経験のある者、および前記各種目の全日本選手権優勝者とする。

- 2 委員に立候補を希望する者(自薦)は、事務局に対して指定された期日までに立候補応募用紙を提出する。
- 3 委員候補を推薦する者(各都道府県馬術連盟、組成団体の会長および正会員に限る)は、被推薦者の了解を得た上で事務局に対して指定された期日までに推薦応募用紙を提出する。
- 4 選挙権を有する者は、事務局に対して指定された期日までに各種目(障害・馬場・総合)1名ずつ投票することができる。
- 5 当選人は以下の順で確定する。なお、得票数が同じであるときは、理事長がくじで順位を定める。
 - (1) 各種目の最多得票者各1名ずつ。
 - (2) 各種目の最多得票者各1名ずつを除いた全体の得票上位者2名。
 - (3) 4名確定時に当選人が全て同性の場合には、5人目の当選人は異性の最多得票者とする。なお、候補者が5名以下の場合、候補者全員を無投票で当選人とする。また、当選人が5名に満たない場合は有資格者の中から理事投票により選出する。

(任期)

- 第6条 委員の任期は2年とする。再任は妨げないが、連続して就任可能な期間は最長8年とする。ただし、次項により補欠として選任された場合の任期は算入しない。
- 2 委員長、または委員が補欠により選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(委員会の開催)

- 第7条 委員会は、年1回以上開催するものとし、委員長が招集する。
- 2 委員は必要により、いつでも委員会の開催を求めることができる。

(議長)

- 第8条 委員会の議長は、委員長とする。

(決議)

- 第9条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

- 第10条 委員会の事務は、事務局が行う。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 11 月 15 日から施行する。(第 4 条・第 5 条第 1 項)